

法改正のお知らせ

建設業法施行令の一部を改正する政令

建設業法施行令の改正（平成 28 年 6 月 1 日施行）により、以下の金額が引き上げられました。

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負金額の下限

- ① 建築一式工事の場合 4,500 万円 ⇒ **6,000 万円**
- ② 建築一式工事以外の場合 3,000 万円 ⇒ **4,000 万円**

（施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金額の下限も同様の変更です）

主任技術者又は監理技術者の専任の配置が必要となる建設工事の請負金額の下限

- ① 建築一式工事の場合 5,000 万円 ⇒ **7,000 万円**
- ② 建築一式工事以外の場合 2,500 万円 ⇒ **3,500 万円**

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則の改正（平成 28 年 6 月 1 日施行）により、建設業の業種区分に「**解体工事**」が新設され、**29** 業種になりました。

これまで「とび・土工工事業」の許可で施工されていた「解体工事」は、今後「解体工事業」の許可を取得した企業が施工することとなります。

但し、経過措置として平成 33 年 3 月 31 日までは、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る）が解体工事業の監理技術者等となることが認められています。